

10 各種軽減措置について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方に対して、各種の軽減措置があります。

◆ 税金の軽減

◇ 所得税・住民税

＜所得控除の額＞

(1) 納税者本人が障がい者または特別障がい者であるときは、障害者控除として下記の金額が所得金額から差し引かれます。なお、合計所得が135万円以下であるときは、住民税は非課税になります。

区 分	所得税の控除額	住民税の控除額
障 が い 者	27万円	26万円
特別障がい者	40万円	30万円

(2) 控除対象配偶者または扶養親族が障がい者もしくは特別障がい者であるときは、障害者控除として(1)の表の金額が所得金額から差し引かれます。

(3) 控除対象配偶者または扶養親族が特別障がい者で常に同居しているときは、所得税では75万円、住民税では53万円が障害者控除として所得金額から差し引かれます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者とは、 <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳3～6級の方 ②療育手帳B判定の方 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級の方 ・ 特別障がい者とは、 <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳1・2級の方 ②療育手帳A判定の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方 |
|--|

◇ 個人事業税

- ・ 両眼の視力0.06以下の視力障がい者が行うあんま、はり等医業に類する事業を行っている場合は課税されません。
- ・ 障がい者の方で、事業主控除前の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合、7,500円（事業税額が7,500円以下のときは全額）減免されます。

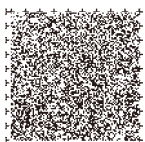
◇ 相続税

相続又は遺贈により財産を取得した方が障がい者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障がい者は20万円）が障害者控除として相続税額から差し引かれます。

◇ 贈与税

一定の信託契約に基づいて特定障がい者（特別障がい者及び一定の障がい者）を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち6,000万円（特定障がい者のうち特別障がい者以外の者は3,000万円）までは贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。



◇ 自動車税種別割・軽自動車税(種別割)・自動車税環境性能割の減免

障がい者が所有する自動車（ただし、障がい者と生計を同じくする方が所有する自動車を含む。）で、障がい者本人、障がい者と生計を同じくする方（または障がい者だけで構成される世帯の障がい者を、その障がい者が所有する自動車を使用し、常時介護する方）が、もっぱら障がい者の通院、通学、通園、通所、生業のために運転することを継続的（自動車税環境性能割および自動車税種別割は週1日以上）に行っている等、一定の条件を満たしている場合、手続きにより減免等が適用されます。（1人の障がい者に対して、自動車税種別割・軽自動車税(種別割)を問わず、1台に限り適用されます。）

なお、軽自動車税(種別割)の場合は、障害者手帳の交付を受けた方で、手帳の交付年月日が当該年度の4月1日以前の方が対象です。

※申請期限

軽自動車税(種別割)・・・納税通知書を受け取った後、納期限の7日前まで。

自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割・・・自動車の登録日の2か月後

自動車税種別割・・・4月1日に減免要件に該当している方は、自動車税種別割納税通知書の納期限（5月31日）、年度の途中で減免要件に該当する方は、減免要件に該当することになった日の2か月後、減免自動車を入れ替える方は、自動車の登録日の2か月後

＜対象となる障がいの程度＞

区 分		障 が い の 程 度
視 覚 障 が い		1～4級
聴 覚 障 が い		2, 3級
平 衡 機 能 障 が い		3, 5級
音 声 機 能 障 が い		3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）
上 肢 障 が い		1～3級
下 肢 障 が い		1～6級
体 幹 障 が い		1～3級, 5級
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1～3級
	移動機能	1～6級
内 部 障 が い		1～4級
療 育 手 帳		A, B判定
精神障害者保健福祉手帳		1～3級
戦 傷 病 者 手 帳		戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方

窓口

函館税務署 函館市中島町37番1号

・所得税, 相続税, 贈与税について (☎ 31 - 3171)

渡島総合振興局課税課 函館市美原4丁目6番16号

・個人事業税について (☎ 47 - 9441 FAX 47 - 9206)

渡島総合振興局納税課 函館市美原4丁目6番16号

・自動車税環境性能割(旧自動車取得税), (☎ 47 - 9452 FAX 47 - 9206)
自動車税種別割(旧自動車税)について

函館市財務部税務室市民税担当 函館市東雲町4番13号

・住民税について (☎ 21 - 3213 FAX 27 - 5456)

・軽自動車税(種別割)について (☎ 21 - 3207 FAX 27 - 5456)



◆ 交通機関の料金割引

(1) 第1種および第2種障害者の区分について

交通機関の料金割引には、第1種障害者、第2種障害者の区分により、割引の内容が異なるものがあります。区分については次のとおりとなっておりますので、割引制度を利用する際は、お持ちの手帳をご確認ください。

区 分	手 帳 の 記 載			障 が い の 程 度		
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳※	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
	「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載					
第1種障害者	「第1種身体障害者」	「第1種知的障害者」	「第1種精神障害者」	84, 85 ページ参照	A判定	1級
第2種障害者	「第2種身体障害者」	「第2種知的障害者」	「第2種精神障害者」		B判定	2・3級

※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が割引を受けるためには、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄に記載されている必要があります。記載がない方は、「記載事項変更等の記録」欄に記載の代わりとなるシールをお貼りいたします。詳しくは、渡島保健所（☎ 47-9547）にお問合せください。

(2) JR線旅客運賃の割引（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の割引は、令和7年4月1日から追加）

障がいのある方とその介護者がJR線（連絡社線を含む。）を利用するとき、運賃が割引になります。市への申請の必要はありません。

乗車券の購入窓口で手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」（ただし、マイナポータルとデータ連携されたものに限る。）を提示してください。

なお、旅行中は、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を携帯してください。

＜対 象 者＞ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者

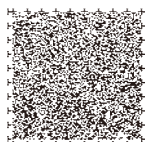
※ ご利用条件によっては、介護者が割引にならない場合があります。

※ 本人と介護人がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

＜内 容＞

利 用 区 分	割引乗車券の種類	割 引 率※
第1種身体障害者と介護者1人 第1種知的障害者と介護者1人 第1種精神障害者と介護者1人	普通乗車券 定期乗車券 ・小児定期乗車券は割引無し ・介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、通勤定期券の割引 普通回数乗車券 急行券（特別急行券を除く） ※特別車両券（グリーン券等）・寝台券・ジョハートメント券・座席指定券は割引にはなりません	本人と介護者ともに50%
小児定期券を使用する ・12歳未満の第2種身体障害児と介護者1人 ・12歳未満の第2種知的障害児と介護者1人 ・12歳未満の第2種精神障害児と介護者1人	定期乗車券 ・小児定期乗車券は割引無し ・介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、通勤定期券の割引	介護者50%
単独で乗車する 第1種または第2種身体障害者 第1種または第2種知的障害者 第1種または第2種精神障害者	普通乗車券 ・片道の営業キロが100kmを超える区間に限る	本人50%

※ 割引率を乗じて得た金額の10円未満の端数は切り捨てます。



(3) JRバス旅客運賃の割引

＜対 象 者＞ 身体障害者手帳または療育手帳の所持者とその介護者

※ ご利用条件によっては、介護者が割引にならない場合があります。

＜内 容＞

利 用 区 分	割引乗車券の種類	割 引 率
第1種身体障害者と介護者1人 第1種知的障害者と介護者1人	普通乗車券	本人と介護者ともに50%
単独で乗車する 第1種または第2種身体障害者 第1種または第2種知的障害者	普通乗車券	本人50%

※ 定期乗車券の割引については、ジェイ・アール北海道バス各営業所までお問合せください。

(4) 国内航空運賃の割引

航空会社によっては、国内航空運賃の割引があります。割引率、航空券の購入方法は、各航空会社へお問い合わせください。

(5) 有料道路通行料金の割引

通常料金の50%が割引になります。（端数が生じる場合は、10円単位で切り上げになります。）

登録できる自動車は、障がいのある方1人につき1台に限ります。

事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）でも、一定の要件のもとで割引の適用ができます。

＜対 象＞

- ・身体障害者手帳の交付を受けて、自ら運転する場合（手帳に「道路シール」が貼付されます。）
- ・第1種身体障害者または第1種知的障害者（A判定）の方が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合（手帳に「道路介護シール」が貼付されます。）

＜登録できる自動車（自家用車であること）＞

用 途	車検証の「用途」欄などの記載が次の①～③のいずれかに該当すること。 ①「乗用」で乗車定員が10人以下のもの又は「一」（「一」は二輪自動車の場合で総排気量が125ccを超えるものに限る。） ②「貨物」で後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもので、乗車設備と荷台に仕切りが無いもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。 ③「特種」のうち、乗車定員が10人以下で「車体の形状」欄の記載が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「キャンピング車」であるもの。
所有者	車検証の「所有者・使用者の名称」欄に記載されている方が次の①～③のいずれかに該当すること。 ①本人または本人の親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等） ②介護者の運転が認められる場合で上記①の方が自動車に所有していないとき（注1）は、<u>本人を継続して日常的に介護している方</u>（注2）。 ③所有者が上記①、②以外のローン又は長期リースによる法人名義で、車検証上の使用者が本人または本人の親族若しくは介護者であること。（注3）

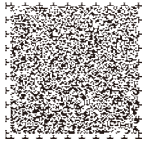
注1 次のような場合も自動車を所有していないものに該当します。

- ・自営業で会社名義の自動車のみ所有している場合
- ・通常別の方が通勤等で使用し障がい者の移動に使用できない場合
- ・親族等が遠隔地に居住し障がい者の移動に使用できない場合など

注2 介護者は、居住地・介護の頻度にかかわらず本人の申告による。ただし、地方公共団体や福祉施設、会社等の法人を介護者とすることはできません。

注3 自己の勤務する会社等(自営業も含む。)から貸与を受けて使用している自動車は登録できません。

注4 レンタカー、タクシー、軽トラック、車検・修理時の代車、福祉施設の所有する自動車、会社名等が塗装されている等外見上明らかに営業用である自動車、貨物自動車のうち後部座席側面の窓がないものおよび目隠しされているものは登録できません。



＜申請手続＞

下記の窓口に申請し、所持している手帳に割引有効期限等の記載を受けてください。なお、割引有効期限は、新規申請および変更申請の場合は手続をした日から2回目の誕生日まで、更新申請の場合は3回目の誕生日（最長2年2か月間）までとなります。更新申請は、有効期限満了の2か月前から可能です。

自動車を事前登録されない場合でも、一定の要件を満たす自動車が割引の対象となります。ただし、その場合であっても申請手続きは必要です。

＜申請手続きに必要なもの＞ ※以下の写しを提出していただきます。

- ・身体障害者手帳または療育手帳、車検証（自動車を登録しない場合は不要）、運転免許証（新規申請のみ）※要件確認のため、別途書類等が必要な場合があります。
- ・住民票等…本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等か否か判断する場合
- ・割賦契約書又はリース契約書…割賦購入又は長期リースにより自動車を利用されている場合

（ＥＴＣをご利用の方のみ）※以下の写しを提出していただきます。

- ・ＥＴＣカード（障がい者本人名義のもの。本人が未成年の重度障がい者で介護者の運転が認められ、かつ障がい者ご本人が運転して本割引の適用を受けない場合は、親権者又は後見人名義も可）※新規申請およびカード名義、カード番号を変更する場合のみ
- ・車載器の「ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書」等、ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの。※新規申請および車載器を変更する場合のみ

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3264 FAX 27 - 2770)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486)
 各支所 (湯川・銭亀沢支所を除く)

（６）市電、函館バス運賃の割引

車内で身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより、運賃の５０％が割引（１０円未満は切り上げ）となります。

また、定期券を利用される場合は、定期券料金の約３０％が割引になります。

ただし、函館バスによる貸切バスについては、割引対象になりません。

（７）タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方がタクシーを利用する場合、所持している手帳を提示することにより、料金の１０％が割引となります。市への申請の必要はありません。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の割引については、各タクシー会社へお問い合わせください。

◆ 放送受信料の免除

障がいのある方のいる世帯に対して、NHK 受信料が免除されます。

【全額免除】 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合

【半額免除】 世帯主が下記のいずれかであって、かつ契約者である世帯

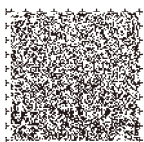
- 視覚または聴覚に障がいのある方
- その他の身体障がい1・2級の方
- 知的障がい1級の方
- 精神障がい1級の方
- 戦傷病者（特別項症から第1款症）の方

窓口

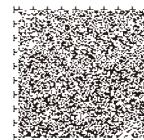
【免除に係る証明について】

- ・身体・知的障がいのある方

障がい保健福祉課
 (☎ 21 - 3264 FAX 27 - 2770)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
 各支所 (銭亀沢支所を除く)



- ・精神障がいのある方 障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3264 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486)
各支所 (湯川・銭亀沢支所を除く)
- ・戦傷病者の方 渡島総合振興局 保健環境部社会福祉課
(☎ 47 - 9531 FAX 47 - 9225)



【免除申請書提出先】 NHK函館放送局内 経営管理センター (道南担当)
(☎ 38 - 9999 FAX 22 - 4050)

※免除制度の詳細、受信料の手続きについてはホームページ (<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>) からでも確認できます。

◆ 電話番号の無料番号案内 (ふれあい案内)

東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社は、以下の方を対象に、無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。(ご利用には事前に登録が必要です。)

- 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

区 分	身体障害者等級表による級別
視覚障がい	1～6級
肢体不自由(上肢, 体幹, 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1, 2級
聴覚障がい	2～4級, 6級
音声機能, 言語機能またはそしゃく機能の障がい	3, 4級

- 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

区 分	恩給法別表による区分
視力障がい	特別項症～第6項症
肢体不自由(上肢)	特別項症～第2項症
聴覚障がい	第2項症, 第4項症
音声機能, 言語機能またはそしゃく機能の障がい	第1項症, 第2項症, 第4項症

- 療育手帳をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

なお、有料の番号案内(104番)は2026年3月31日をもって終了となりますが、「ふれあい案内」は継続されます。

窓口

NTT「無料番号案内」ふれあい案内

全国共通・フリーダイヤル (☎ 0120 - 104 - 174 FAX 0120 - 104 - 134)

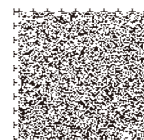
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日および年末年始 12/29～1/3を除く。)

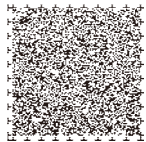
◆ 携帯電話料金の割引

身体障害者手帳, 療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対して、携帯電話の使用料等の割引制度があります。詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。

◆ 保育料(利用者負担額)の軽減

障がい児(者)のいる世帯は、保育料が軽減される場合があります。
詳しくは、子どもサービス課(☎ 21 - 3270)へお問い合わせください。





◆ 障がい者および高齢者の公の施設の使用料の減免

利用者証の交付を受けた市内に住所を有する障がいのある方および高齢の方が個人で次の施設を利用する場合には、使用料が障がいのある方は無料、高齢の方は半額となります。

<対象施設>

施設名	所在地（電話番号）	備考
総合保健センター	五稜郭町23番1号 (☎32-1515)	健康増進センターに限る（現在休館中のため申請を受け付けておりません）
灯台資料館	恵山岬町80番地9 (☎86-2115)	現在休館中のため申請を受け付けておりません
根崎公園アーチェリー場	湯川町3丁目6番 (☎21-3475)	申請を受け付けておりません 電話番号は市役所スポーツ振興課
志海苔ふれあい広場パークゴルフ場	志海苔町294番地1 (☎58-2984)	12月から3月までの間は申請を受け付けておりません
すすらの丘公園パークゴルフ場	滝沢町93番 (☎31-6117)	
恵山シーサイドパークゴルフ場	高岱町59番地1 (☎85-2789)	
白石公園パークゴルフ場	白石町208番地 (☎58-4880)	
熱帯植物園	湯川町3丁目1番15号 (☎57-7833)	
旧函館区公会堂	元町11番13号 (☎22-1001)	
北方民族資料館	末広町21番7号 (☎22-4128)	
文学館	末広町22番5号 (☎22-9014)	
博物館	青柳町17番1号 (☎23-5480)	
博物館郷土資料館（旧金森洋物店）	末広町19番15号 (☎23-3095)	
縄文文化交流センター	臼尻町551番地1 (☎25-2030)	
南茅部プール	尾札部町1608番地1 (☎63-2269)	12月から3月までの間は申請を受け付けておりません
函館市民スケート場	金堀町10番8号 (☎54-5233)	冬期間のみの開場のため3月から11月までの間は申請を受け付けておりません
旧イギリス領事館	元町33番14号 (☎27-8159)	
白石公園パークゴルフ場	白石町208番地 (☎58-4880)	
青函連絡船記念館摩周丸	若松町12番地先公有水面 (☎27-2500)	
箱館奉行所	五稜郭町44番3号 (☎51-2864)	
函館アリーナ	湯川町1丁目32番2号 (☎57-3141)	
勤労者総合福祉センター	大森町2番14号 (☎23-2556)	アリーナ、軽体育室及び和室研修室に限る
千代台公園陸上競技場	千代台町22番24号 (☎55-1900)	附属施設を除く。11月上旬から3月までの間は申請を受け付けておりません
千代台公園弓道場	千代台町27番8号 (☎53-4322)	申請を受け付けておりません
北洋資料館	五稜郭町37番8号 (☎55-3455)	
市民プール	千代台町22番25号 (☎52-7452)	

<申請方法>

障がいのある方は、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、また、65歳以上の方は、運転免許証や資格確認書（旧健康保険証）等、住所、氏名および生年月日を証明する書面を持参のうえ上記各施設または、下記の窓口で申請手続きをしてください。

申請書類等を確認後、どの対象施設でも提示するだけで使用料の特例が受けられる「公の施設利用者証」を交付いたします。

窓口

教育委員会生涯学習部生涯学習文化課 (☎ 21 - 3444 FAX 27 - 7217)
 障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3264), 高齢福祉課 (☎ 21 - 3025)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5481), 湯川福祉課 (☎ 57 - 6170)
 銭亀沢支所 (☎ 58 - 2111), 公民館 (☎ 22 - 3320)
 戸井教育事務所 (☎ 82 - 3150), 恵山教育事務所 (☎ 85 - 2222)
 樺法華教育事務所 (☎ 86 - 2451), 南茅部教育事務所 (☎ 25 - 3789)

